

公益社団法人日本騒音制御工学会准認定技士
資格審査基準

以下の2点を審査基準とする。

- (1) 主として騒音・音響工学又は振動工学に関する業務に携わり、現在も実務に従事していること。
- (2) 以下のCPDポイント要件を満たしていること。CPDポイントの対象期間は、下記の括弧中に記載の期間を目安とする。CPDポイントは別紙に定める。
 1. 新規認定の場合：50ポイント（対象期間：直近の5年間）
 2. 更新認定の場合：50ポイント（対象期間：直近の5年間）
 3. 登録取り消し後の再認定の場合：50ポイント（対象期間：直近の5年間）
 4. 認定技士への昇格の場合：50ポイント（対象期間：直近の更新以降）

また、以下の3点を補足事項とする。

- (3) 公益社団法人日本騒音制御工学会（以下「学会」という。）会員に限定しない。
- (4) 若手研究者・技術者を主対象とするが、応募に年齢制限は設けない。
- (5) CPDポイントは学会の関連活動を主対象とするが、他学会等の活動を排除するものは無い。

審査に当たっては（1）と（2）の項目について検討し、適否の判定を行う。

附 則

この審査基準は、平成30年1月19日から施行する。